

## 札幌市国民健康保険条例の一部改正

### 1 主な改正項目

- (1) 出産育児一時金の増額
- (2) 保険料の限度額の引き上げ
- (3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大

### 2 主な改正内容

#### (1) 出産育児一時金の増額

健康保険法施行令の改正により、被用者などが加入する健康保険においては、加入者が出産した際に支給される出産育児一時金の支給額が、令和5年4月1日以降の出産について、現行の42万円から50万円に増額される。

出産日（令和5年）		増額
3月31日以前	4月1日以降	
42万円	<b>50万円</b>	8万円

本市国民健康保険の出産育児一時金についても、健康保険との均衡や子育て世代への経済的支援の観点から同様の改正を行う。

#### (2) 保険料の限度額の引き上げ

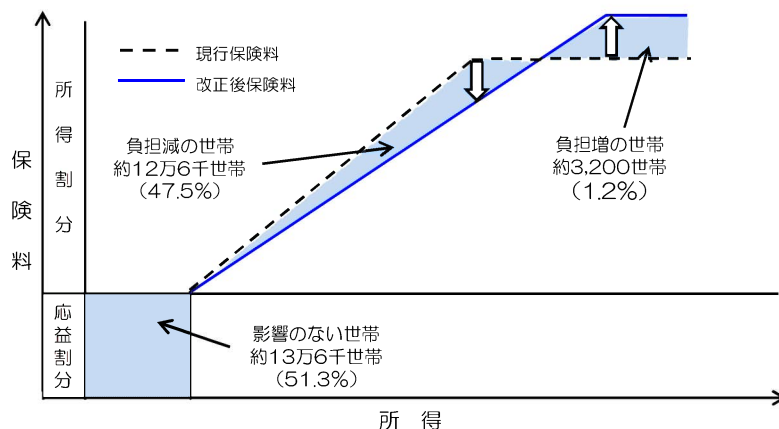
国民健康保険法施行令の改正に合わせ、賦課限度額の引き上げを行う。

区分	令和4年度	令和5年度	引き上げ額
医療分	65万円	65万円	—
支援金分	20万円	<b>22万円</b>	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	102万円	<b>104万円</b>	2万円

<効果>

- 中間所得層の負担軽減

【賦課限度額引き上げのイメージ図】



### <モデルケース>

2人世帯・介護分ありの場合（令和3年中の所得を用いて保険料率を再算定し試算）

給与収入	令和4年度賦課額	改正後賦課額	差額
200万円	207,420円	207,060円	▲360円
400万円	429,720円	428,790円	▲930円

### (3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大

国保法施行令の改正に合わせ、保険料の軽減適用を判定する所得基準の拡大を行う。

区分	現行 所得基準	改正後 所得基準
7割軽減	43万円＋（給与年金所得者数－1人）×10万円以下	変更なし
5割軽減	43万円＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（28万5千円×被保険者数）以下	43万円＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（ <b>29万円</b> ×被保険者数）以下
2割軽減	43万円＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（52万円×被保険者数）以下	43万円＋（給与年金所得者数－1人）×10万円 ＋（ <b>53万5千円</b> ×被保険者数）以下

### <効果>

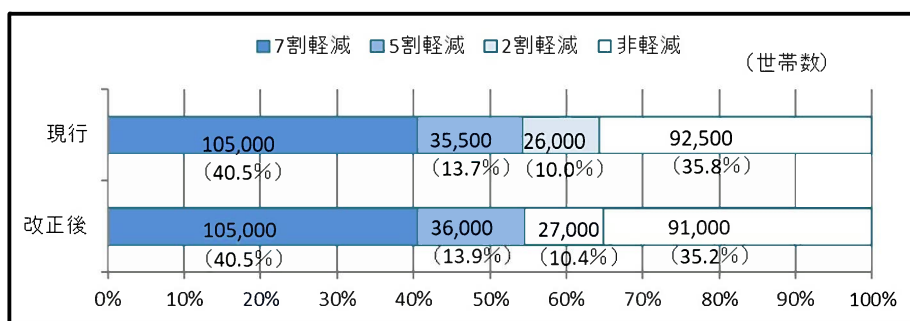
#### ○ 低所得者の負担軽減

- ・軽減対象世帯は、約1,500世帯増加

（軽減なし→2割軽減：約1,000世帯、2割軽減→5割軽減：約500世帯）

- ・軽減額は、約3,700万円増額となる

#### 【保険料軽減世帯構成比】



## 3 施行期日

令和5年4月1日

（改正健康保険法施行令及び改正国民健康保険法施行令の施行期日と同日）